

改正後		現行	
費目 の 種 類 第 1 欄	(10) 入進学支度金	支弁対象児童等 第 2 欄 児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	支弁対象児童等 第 2 欄 児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	略	その児童の進学に際して必要な購入費等	その児童の進学に際して必要な購入費等
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	略	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略
費目 の 種 類 第 1 欄	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	次に掲げる経費 (1) その児童が在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童の入学に必要な学用品費等	次に掲げる経費 (1) その児童が在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童の入学に必要な学用品費等	次に掲げる経費 (1) その児童が在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童の入学に必要な学用品費等
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円× 高等学校第1学年入学措置児童数	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円× 高等学校第1学年入学措置児童数
費目 の 種 類 第 1 欄	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	略	その児童の夏季等に特別な交遊に必要となる費用等	その児童の夏季等に特別な交遊に必要となる費用等
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	略	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加児童数	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加児童数

改正後		現行			
費目 の 種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(12) 行事費等特別	が、当該学年の全員の児童・生徒を夏季等に林間学校等に参加させるもの。	略	略	その児童の年末における被服等の購入費	次 の 算 式 に よ っ て 算 定 し た 額 と し、 12 月 分 の 措 置 費 等 又 は 一 時 保 護 所 費 と し て 支 弁 す る。 算 式 期 末 一 時 扶 助 費 年 額 保 護 単 価 5,070 円 × 12 月 初 日 の 措 置 又 は 一 時 保 護 児 童 数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児童の一時保護児童	略	略	その児童等の医療に必要な経費	次 の 算 式 に よ っ て 算 定 し た 額 算 式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合において、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して支えな
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設又は里親の委託児童又は一時保護児童の一時保護児童であつて、医師等により医師、歯科、治療、投薬、手術等の診療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	略	略	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次 の 算 式 に よ り 算 定 し た 額 の 合 算 額 算 式 (1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務	略	略	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次 の 算 式 に よ り 算 定 し た 額 の 合 算 額 算 式 (1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

改正後		現行																																	
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																																
(15) 補導費	教育を終了した児童が職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	略	略																																
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホーム等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級別月額保護単価÷その月の所日数×その月の通所した日数(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)																																
			<table border="1"> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に關する法律第1条に定められた地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設		児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親			級地別				旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設																																
	児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親																																		
級地別																																			
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																																
旧4級地	5,220	5,660	960																																
旧3級地	3,380	3,590	590																																
旧2級地	2,520	2,620	380																																
その他の地域	1,260	1,260	190																																
			<table border="1"> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に關する法律第1条に定められた地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設		児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親			級地別				旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設																																
	児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親																																		
級地別																																			
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																																
旧4級地	5,220	5,660	960																																
旧3級地	3,380	3,590	590																																
旧2級地	2,520	2,620	380																																
その他の地域	1,260	1,260	190																																
			<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費</p>																																
			<p>(15) 支度費</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託児童</p>																																
			<p>(14) 児童用採暖費</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくは母子生活支援施設又は里親の委託児童等</p>																																
			<p>各月の支弁額の算式第4欄</p>																																

改正後		現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が就職する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	児童であつて、その児童が就職する措置が解除されることとなつたもの。	(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	各月の支弁額の算式第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	略	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託措置児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	その死亡児の埋葬又は埋葬納骨そのために必要な経費	各月の支弁額の算式第4欄
(15) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が就職する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	児童であつて、その児童が就職する措置が解除されることとなつたもの。	(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	各月の支弁額の算式第4欄
(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	各月の支弁額の算式第4欄
(17) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	略	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託措置児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	その死亡児の埋葬又は埋葬納骨そのために必要な経費	各月の支弁額の算式第4欄

改正後		現行				
費目の種類第1欄 (20) 連しれ費も	支弁対象児童等第2欄 略	経費の使途第3欄 略	各月の支弁額の算式第4欄 略	支弁対象児童等第2欄 略	経費の使途第3欄 略	各月の支弁額の算式第4欄 普通旅客運賃) とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときはこれを加えた額の合算額
費目の種類第1欄 (21) 里親親受手託支度費	支弁対象児童等第2欄 里親委託児童	経費の使途第3欄 次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	各月の支弁額の算式第4欄 次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円× 1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目以降は87,000円× 1人 算式(2) 略	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価34,000円× その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価90,200円× その月の措置児童数 算式(2) 里親委託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
費目の種類第1欄 (22) 受託支度費	支弁対象児童等第2欄 ファミリーホーム入所児童	経費の使途第3欄 新たに措置した際に必要な経費	各月の支弁額の算式第4欄 次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数			

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法 各年度の徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設に ついては入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項に おいて同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した 措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置 児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる 基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した 支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した 額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治 療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、 ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯 当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2) によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当及び保 育機能強化加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保 算式(1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指 導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設 機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除 雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)にお いても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)において も同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算 額</p>	<p>3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法 各年度の徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設に ついては入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項に おいて同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した 措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置 児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層 区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の 2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。） により算定した額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治 療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設又は里親の各月のそ の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)によ り算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2) によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算 費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保 育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算式(1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指 導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設 機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除 雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)にお いても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)において も同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算 額</p>

改正後	現行
<p>算式(2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費用以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 略</p> <p>第9 略</p>	<p>算式(2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費用以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合同じにはその定めるところによるものとする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によるものが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置 児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	定 義	入所施設 徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情報等児童相談所施設通所部 自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	2,200
C2	均等割の額のみ（所得割のない世帯） 所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000	4,500
D2		13,500	6,700
D3		18,700	9,300
D4		29,000	14,500
D5		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	定 義	入所施設 徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情報等児童相談所施設通所部
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	2,200
C2	均等割の額のみ（所得割のない世帯） 所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000	4,500
D2		13,500	6,700
D3		18,700	9,300
D4		29,000	14,500
D5		その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600



改正後	現行			
略	D6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
	D7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
	D8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
	D9	1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
	D10	2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)

改正後		現行	
D11	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)
D12	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)
D13	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)
D14	全額徴収	6,674,001円以上	全額徴収
備	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合に、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合に、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。	
考	2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条	2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条	
	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。	

改正後	現行
<p>4 略</p> <p>備</p>	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」 ……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」 ……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスの限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」 ……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第41号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」 ……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のごとの基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金」について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）の別表4－1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」に定める</p>
<p>備</p> <p>考</p>	<p>考</p>

改正後	現行
<p>備</p> <p>6 削除</p> <p>考</p> <p>助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 原重福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができ、その額（以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>備</p> <p>6 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収は次の算式により日額を徴収する。</p> <p>算式  <math display="block">(\text{徴収金基準額} \div \text{その月の開所日数}) \times \text{その月の通所した日数}</math> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>考</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 原重福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができ、その額（以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
<p>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づき1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p>	<p>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づき1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p>